

ルワンダにおける民族対立の国際的構造：1959年-62年

鶴 田 綾*

- I はじめに
- II ベルギーの信託統治とルワンダ国内
- III ベルギーの政策転換と民族対立
- IV 民族対立の「解消」と独立
- V おわりに

I はじめに

現代アフリカは、内戦や民族紛争による国家の破綻あるいは「民主化」の失敗など様々な問題を抱えている。アフリカに対する国際的関心は年々高まっており、先進国及び国際機関による対アフリカ援助も活発になりつつある。しかし、今日の問題の背景を把握すると同時に、これまでの国際社会のアフリカへの関与について検討を加えることなしに、国際協力や援助を行っても、問題は解決されないばかりか悪化してしまう危険性がある。従って、アフリカの現在及び将来について考えていくためには、アフリカの問題の背景と国際社会の関与について、歴史的に分析していく必要がある。本稿は、このような問題意識に基づき、アフリカの問題をルワンダから考えるものである¹⁾。

ルワンダでは、1994年4月から7月の間に、主にツチという民族に対する虐殺が起き、約80万の犠牲者と多数の難民を生み出した²⁾。この虐殺は、犠牲者の多さや殺戮の残虐性から国際社会に大きな衝撃を与えたが、国連や先進国を中心とする国際社会は、虐殺を防ぐもしくは止める措置をとらなかった。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第7巻第3号2008年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

- 1) 現在のルワンダ(Rwanda)は、本稿が扱うベルギーの信託統治下では、ルアンダ(Ruanda)と表記されていた。しかし混乱を避けるため、本稿ではルワンダで統一するが、史料の引用や固有名詞に限り、「ルアンダ・ウルンディ (Ruanda-Urundi)」も使用する。この表記方法は、武内進一「ルワンダにおける二つの紛争—ジェノサイドはいかに可能となったのか」『社会科学研究』第55巻第5・6合併号、2004年、pp. 101-129、注3にならうものである。

虐殺に関する先行研究では、虐殺の背景には、ツチとフツの民族対立があるとされている。初期の研究では、ルワンダには土着的な対立がもともと存在したとされていたが³⁾、現在では、この民族対立はヨーロッパによる植民地支配の産物だという見解で一致している。それらの研究によれば、ヨーロッパ（ドイツ及びベルギー）による植民地支配以前のルワンダには、ツチとフツの区別は存在したものの、それは富の所有に基づく社会階層的な区別であり、曖昧であった。しかし、ベルギーによる植民地支配の結果、ツチとフツの区別が明確に固定され、ベルギー人が、ツチの王（ムワミ：Mwami）やチーフを通じた間接支配を行い⁴⁾、ツチを優遇した結果、ツチがフツに対して優位にたつという差別構造が作られてしまったのだという⁵⁾。

また、ツチとフツの間で暴力が発生するのは、1959年以降だとされている。植民地支配末期の59年から61年にかけて、フツの政治勢力が、ムワミ制を打倒

- 2) ルワンダは、フツ、ツチ、トゥワという「民族」から構成される。1994年4月の虐殺開始時、フツは人口約770万人の8割強、ツチは9-12%、トゥワは約1%であった。Gérard Prunier, *The Rwanda Crisis: History of a Genocide* (London: Hurst & Company, 1995), p. 264. 本稿の対象である1959年から62年の時点での人口比率もほぼ同様である。René Lemarchand, *Rwanda and Burundi* (London: Pall Mall Press, 1970), p. 19. しかし、ルワンダ政府は虐殺後に「民族」の区別を廃止したため、現在の正確な人口比率は不明である。また、「民族」を、「言語、歴史、宗教などを共有する社会集団」と考えると、ツチとフツは同じ民族になる。しかし、当事者のツチとフツは、相手を異なる民族もしくは人種だと見做していた。ツチとフツが異なる人種か、民族か、又は他のカテゴリーかは、それ自体重要な論点であるが、本稿の射程ではない。従って、本稿では、便宜上ツチとフツを異なる「民族」と捉えて議論する。なお、トゥワについては、本稿ではふれない。また、虐殺自体については、Alison Des Forges, *Leave None to Tell the Story: Genocide in Rwanda* (New York: Human Rights Watch, 1999)に詳しい。
- 3) Jacques Maquet, *The Premise of Inequality in Rwanda* (London: Oxford University Press, 1961).
- 4) ムワミとは、植民地支配以前から存在したルワンダ王国の伝統的支配者である。ムワミの下には地方ごとにチーフが、その下には丘ごとにサブ・チーフが置かれ、土地や牛の放牧などを管理していた。ムワミは絶対的な存在だったが、チーフ職では権力が分散されていたため、比較的ゆるやかな政治体制だったと言える。ルワンダ王国の政治体制や植民地支配の影響については、Catharine Newbury, *The Cohesion of Oppression: Clientship and Ethnicity in Rwanda, 1860-1960* (New York: Columbia University Press, 1988)に詳しい。
- 5) 民族対立を議論している代表的なものとして、Lemarchand, *op. cit.*; Newbury, *op. cit.*; Filip Reyntjens, *Pouvoir et droit au Rwanda: droit public et évolution politique, 1916-1973* (Tervuren: Musée Royal de l'Afrique Centrale, 1985); 武内前掲論文(2004年)など。

レクレーターによって共和制を樹立した「社会革命」の過程において、初めてツチ対フツの暴力行為が起こったのである⁶⁾。

筆者も、「社会革命」はルワンダにおける民族対立の歴史を考える上で重要だという立場にたつ。従ってまず、以下において、虐殺に至る民族対立の起源として、「社会革命」及び独立に関する先行研究を整理する。

最も重要な先行研究として、ルマルシャン (René Lemarchand) が挙げられる。彼は、国内の支配体制と革命の関係に注目し、「社会革命」以前のルワンダの政治体制は「覇権的」封建制であり、その下でツチとフツの不平等を是正しようとする試みが失敗したことが、「革命」という政治体制転換をもたらしたと議論した⁷⁾。また、ニューバリー (Catharine Newbury) は、植民地支配期にツチの支配が苛烈になっていく中、フツが「抑圧の連帯 (Cohesion of Oppression)」により一体感を持った結果、「革命」を志向したという⁸⁾。さらに、レインティエンス (Filip Reyntjens) は、国内法と政治発展の一事例としてルワンダの「社会革命」を論じている⁹⁾。日本国内では、武内進一氏が国際関係に注目し、「社会革命」というルワンダ国内の対立が、国連の介入により「国際化」していく過程を説明している¹⁰⁾。

「社会革命」から独立に至るこの時期の民族対立について、ルワンダ国内レベルと国際レベルに分けて、上記の先行研究を整理すると、次のようにまとめられる。まずルワンダ国内において、ツチの支配に対するフツ大衆の不満が存在した。こうした不満を吸収し、ツチの支配に異議を唱え、政治活動を展開していくフツ知識人が登場した。これに対し、当初ツチ指導者は、自らの支配の正統性を信じていたため、ツチとフツの間に問題は存在しないとしていたが、フツ知識人の運動が活発になるにつれ、次第に対立するようになっていった。加え、ベルギー総

6) 「社会革命」とは、ツチの王制を打破し、共和制を確立させ、「社会的な進歩」を遂げたことを肯定的に評価する、独立後のフツ政治家らによって用いられた言葉である。

7) Lemarchand, *op. cit.*

8) Newbury, *op. cit.*

9) Reyntjens, *op. cit.*

10) 武内前掲論文 (2004年)；同「ルワンダの『社会革命』と国際社会」押川文字編『紛争の総合的研究』(平成15-17年度 科学研究費補助金基盤研究 (B)(2)研究成果報告書、2006年)、69-114頁。

督府は後述の理由により、それまで支援してきたツチから離れ、フツ支持に回った。その結果、フツは権力奪取に成功したのである。ベルギーのフツ支持なしにはフツの権力奪取が困難であったことから、「社会革命」はしばしば「支援された革命 (révolution assistée)」と呼ばれる¹¹⁾。

そして、ベルギーがフツを支援するようになった理由は、3点挙げられる。第1に、ベルギー総督府のツチに対する認識が変化した。IIで述べるように、ムワミらツチ指導者は、1957年頃からベルギーからの独立を求めようになり、59年から政治活動を展開していった。こうした状況下で彼らは、60年1月のベルギー領コンゴの独立決定から大きな影響を受け、独立を求める立場を急進化させていったという¹²⁾。この事態に対して、総督府は、ツチから「裏切られた」と感じるようになったのである¹³⁾。

第2に、ベルギー総督府内では、ツチに抑圧されているフツへの共感が持たれていた。例えば、ルワンダの治安維持のためにコンゴ公安軍から派遣されていたロジスト (Guy Logiest) 大佐は、フツへの共感をたびたび表明している。また、地方行政官もフツに対する同情を示していた¹⁴⁾。このように、総督府内では、少数派ツチに抑圧されている多数派フツに対して共感を抱き、フツを救うという道義が持たれていた。

第3に、ベルギー総督府がフツを支持することには、国内的及び国際的な利益が存在した。後述のように、59年11月に「万聖節^{ばんせいせつ}の騒乱」と呼ばれる暴動がおき、ルワンダ国内は混乱に陥った。総督府は、この暴動をツチに対するフツの反発の表れだと捉え、フツに権力を与えれば国内の混乱が収まると考えていた¹⁵⁾。他方、国際的な観点では、ルワンダは国際連合の信託統治領であり、信託統治理

11) Jean-Paul Harroy, *Rwanda : De la féodalité à la démocratie, 1955-1962* (Bruxelles : Hayez, 1984), p. 292.

12) Jean-Pierre Chrétien et Joseph Gahama, « Les options d'une indépendance sous tutelle au Rwanda et au Burundi : nationalismes ou révolutions internes », Charles-Robert Ageron et Marc Michel, eds., *L'ère des Décolonisations- Actes du Colloque d'Aix- en- Provence* (Paris : Édition Karthala, 1995), pp. 222-239.

13) *Ibid.* : Prunier, *op. cit.*, p. 50.

14) Newbury, *op. cit.*, p. 197.

15) Lemarchand, *op. cit.*, p. 175.

事会は、後述のように1940年代後半から、ルワンダ国内の「政治的進歩 (political advancement)」を求め続けていた。従って、国内の多数派を占めるフツを支援することは、国連からの要求に応じるものであった¹⁶⁾。このように、ベルギーがフツ支持に回ったのは、ツチへの反発とフツへの共感に加え、ベルギーの支配を円滑に進めるための利益も存在したから、だと先行研究は説明している。

次に、国際的なレベルでは、ベルギー及び「社会革命」に対して、国連が与えた影響について、議論がなされてきた。ベルギーについては、ルマルシャンや武内氏が、国連はベルギーに影響を与えたと議論している。すなわち、ベルギーがフツを支持し国内の民主化を進め、ルワンダを独立させたのは、信託統治理事会の要求、総会でのベルギー批判や決議などの国際的圧力によるものだという説明である。しかし、「社会革命」や民族対立に与えた影響については肯定的な評価はなく、クレティエン (Jean-Pierre Chrétien) らは、国連がルワンダ国内の状況にはあまり影響を及ぼせなかったと、また、武内氏は、むしろ国連の存在により、ルワンダの民族対立が複雑になったと議論している¹⁷⁾。

以上のように、これまでの諸研究では、「社会革命」から独立に至るルワンダの民族対立について、ルワンダ国内の政治権力をめぐるツチとフツの間の対立とベルギー総督府のフツ支持により、「社会革命」が起り、国連がベルギーに圧力を与えた結果、ルワンダが独立したと、議論してきた。

筆者も、これらの先行研究に負うところは大きい。しかし先行研究では、以下の3点に関して、特に国際関係からの議論が十分されてこなかった。まず、事実関係を見ると、ツチとフツは当初から対立していたわけではなく、たびたび政治的に協調していた。従って、和解の可能性はどのように失われていったのか、あるいは両者の対立を深める要素が他に存在したのではないかと、といった視点が必要とされる。

次に、以下の2つの理由から、ベルギー政府の対ルワンダ政策を明らかにする必要がある。まず、政府内にはツチに共感を抱く閣僚も存在していた。ルマルシャンは、60年9月までコンゴ及びルアンダ・ウルンディ大臣を務めたドゥ・スフレ

16) Lemarchand, *op. cit.*; 武内前掲論文 (2006年)、74-79頁。

17) 武内前掲論文 (2006年)、89-92頁; Chrétien et Gahama, *op. cit.*, p. 227.

イフェル (Auguste de Schrijver) は、洗練された文化を持つツチに対して「深い共感」を抱いていたと述べている¹⁸⁾。従って、ツチへの反感とフツへの共感は、確かにルワンダで実務に従事していた総督府関係者には多かった可能性が高いが、それだけでベルギーにフツ支持を決定させたわけではない。むしろ、ベルギー政府がルワンダの将来をどのように構想していたかを明らかにすることで、なぜベルギー政府がフツを支持したのかを、より説明できるのではないだろうか。さらに、先行研究には、ベルギーがルワンダを独立させたくなかったという前提が存在している。すなわち、ベルギーはルワンダを独立させたくなかったが、国連の圧力により、そうせざるをえなくなったという前提である。しかし、ベルギーがルワンダを独立させたくなかったのならば、なぜルワンダは、1962年に円滑に独立できたのだろうか。また、ベルギーが積極的に独立を進めようとしたように見える時期も存在する。従って、ベルギーが本当にルワンダを独立させたくなかったのかどうか、国連とどのような関係にあったのかを検証する必要がある。

最後に、「社会革命」やルワンダの独立に対して国連が与えた影響について評価が分かれている。従って、ベルギーに対する影響とルワンダの民族対立に対する影響を関連付けて、国連の影響を検討する必要がある。

以上のことから、本稿は、当時の国際関係に注意を払い、先行研究の補完及び議論の検証を試みる。すなわち、ベルギー政府の対ルワンダ政策及び国連に注目し¹⁹⁾、1959年から62年にかけて、ルワンダ国内の対立がどのような国際要因に影響を受け、変化していったのかを議論する。それにより、民族対立をめぐるルワンダのツチとフツ、ベルギー、国際社会の相互関係を明らかにし、「社会革命」及び独立の過程、国際社会の関与に対する理解を深め、ルワンダの民族対立を考える一助としたい。

具体的に、本稿では以下の4点を明らかにする。第1に、ベルギー政府は、後

18) Lemarchand, *op. cit.*, p. 190.

19) ベルギー政府の対ルワンダ政策を通史的に捉えたものとして、Léon Saur, “Du rôle des piliers dans la politique étrangère de la Belgique- le cas rwandais”, Olivier Lanotte, Claude Roosens et Caty Clement, eds., *La Belgique et l’Afrique Centrale : de 1960 à nos jours* (Bruxells : GRIP, Editions Complexe, 2000), pp. 245-258があるが、「社会革命」の時期に絞って議論をしたものは管見の限りない。

述のように、ある時期を境に、自国の意思でルワンダの独立を進め始めた。そして、総督府内のフツへの共感と相まって、フツを積極的に支援していくようになった。その際に、国連からの圧力を利用し、自らの政策をできる限り実行しようとした。第2に、ルワンダに関しては、当時の国連総会や信託統治制度は、民族対立の悪化に寄与した。第3に、ツチとフツは当初から対立し合っていたわけではなく、民族以外の対立軸により、協調が可能であった。しかし、その関係は徐々に悪化していった。それは、ベルギーの政策や国連での議論、ベルギーと国連の関係や当時の国際関係が、ルワンダの民族対立を悪化させるような、国際的構造を形成していたからであった。そして、第4に、「社会革命」を経て、民族対立を土台として独立を達成したことが、その後の虐殺を生み出す重要な要因となった。

本稿では、ベルギー及び日米英の外交史料や国連公文書を使用する。また、史料集として、ベルギーのCRISP (Centre de Recherche et d'Information Socio-Politiques) が編纂した*Rwanda Politique*と²⁰⁾、ベルギー政府の公刊史料集を²¹⁾、関係者の回顧録として、ハロイ (Jean-Paul Harroy) 総督や²²⁾、ロジスト大佐²³⁾、スパーク (Paul-Henri Spaak) 外相の回顧録も併用する²⁴⁾。ベルギーのみならず他国の史料も用いるとともに、外交史料や史料集、回顧録を併用するのは、それによりルワンダを取り巻く国際的構造をより明らかにできると同時に、先行研究を史料的にも充実させることができると、考えるからである。

最後に、論文の構成は次の通りである。まずⅡで、1959年までのベルギー政府の対ルワンダ政策とルワンダ国内の状況を概観する。Ⅲでは、1960年以降のベルギー政府の政策変化及び国連での議論と、それに伴うルワンダにおける対立の推移を見る。そしてⅣで、61年4月以降、民族対立が解消されないまま、独立

20) F. Nkundabagenzi, ed., *Rwanda Politique* (Bruxelles : CRISP, 1961) (以下 *Rwanda Politique*).

21) Jacques Vanderlinden, ed., *Belgische Diplomatieke Stukken 1941-1960, Tome VIII Territoires d'Outre-Mer* (Bruxelles : Academie Royale de Belgique, 2004) (以下 *Diplomatieke Stukken*).

22) Harroy, *op. cit.*

23) Guy Logiest, *Mission au Rwanda : Un blanc dans la bagarre tutsi-butu* (Bruxelles : Didier Hatier, 1988).

24) Paul-Henri Spaak, *Combats inachevé : de l'espoir aux déceptions* (Bruxelles : Fayard, 1969).

に至る過程を説明する。最後に、結論として、ベルギーの対ルワンダ政策や国際関係が、ルワンダ国内のツチとフツの民族対立に与えた影響を整理し、民族対立を悪化させた問題点を指摘したい。

II ベルギーの信託統治とルワンダ国内

1. ベルギーの対ルワンダ政策と信託統治理事会

ルワンダは、1924年に国際連盟の委任統治領として、ブルンジとともに、ベルギーの支配下に置かれた。ベルギー政府は、翌年、ルアンダ・ウルンディとベルギー領コンゴの行政連合を発足させ、コンゴ及びルアンダ・ウルンディ省を頂点とし、ベルギー領コンゴ及びルアンダ・ウルンディ総督、同副総督、駐在官、州行政官がそれぞれ置かれた。そして、ベルギー領コンゴからベルギー人行政官が派遣されるとともに、コンゴフランが通貨として使われるなど、コンゴ行政を利用してルワンダを支配した。

ルワンダ国内では、ムワミ、チーフ、サブ・チーフというそれまでのルワンダ王国の政治体制を利用した間接支配が行われた。ベルギー政府が間接支配政策を採用したのは、大衆に対して正統性を有する伝統的制度が既に存在しており、それを通じて支配を行う方が、リスクが少ないからであった²⁵⁾。

そして、ベルギー政府は、ルワンダの伝統的な政治体制は基本的に維持しつつも、支配をより容易にするために、1920年代後半から一連の改革を開始した。この改革は、それまでのルワンダにおける政治的、経済的、社会的な構造を変質させた。まずそれまで複数あったチーフ職が1つになり、それをツチがほぼ独占することになった。経済的には、強制労働や税制が導入され、フツ大衆の負担が増していった。また、社会的にも、ツチとフツの間に教育の差別も生まれた。

さらに、30年代に入ると、IDカードが導入された。それまでのルワンダでは、ツチとフツの違いは曖昧であり、流動的なものだった。しかし、このIDカードの導入により、ツチとフツの区別が明確に固定され、ツチが優遇されていった。その結果、ツチがフツに優るといふ差別構造が生まれたのである。

25) Lemarchand, *op. cit.*, p. 66. 原典は、Pierre Ryckmans, "Le problème politique au Ruanda-Urundi", *Congo*, vol. 1, no. 3 (1925) p. 410 ff.

ベルギーのこの改革は、ツチを抑圧することによる反ヨーロッパ主義の噴出に対する懸念、支配の合理化、そして「ハム仮説」によるものであった²⁶⁾。そして、先行研究は、これらの政策をルワンダの民族対立及び虐殺の遠因だとして、ベルギーの支配のあり方を批判している。

第二次世界大戦後、国際連盟の委任統治は国際連合の信託統治に変更された。信託統治の目的は、信託統治地域住民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩を促進し、自治又は独立に向かって、住民の漸進的発達を促進することであった²⁷⁾。ベルギーは、この制度の下、信託統治理事会に出席すると共に、同理事会から定期視察団の訪問を受けることなどが義務付けられた。

しかし、ベルギーのルワンダ支配は、委任統治から信託統治へと名称や諸手続きは変更されたものの、実質的には何も変化しなかった。そのため、「政治的進歩・民主化」—選挙による指導者選出と大衆の政治参加—を求める信託統治理事会から改革を求められることになる²⁸⁾。

総督府は、信託統治理事会の要求に対して、「民主化」を進めることは社会的混乱をもたらすと説明した。また、フツの解放についても、人々がより高度な教育を受け、責任の持つ意味を理解するまでは、民主的な改革を実行するべきではないとして、改革実施を保留した²⁹⁾。

このようなベルギーの態度に対して、57年2月26日、国連総会は決議1064を採択した。この決議は、「信託統治領による信託統治終了のため及びそれらの領土の人民に自治又は独立を付与するために、明確な期限を定めること」を重視し、ルアンダ・ウルンディが「早期に自治又は独立を達成することを保証するために、行政政府が必要な手段を講じること」を推奨していた³⁰⁾。つまり、最終的に

26) 「ハム仮説」とは、アフリカにおける文明はすべて、白人の血が流れるハム系民族によって伝播されたと考える説である。19世紀末以降のヨーロッパでは、「科学的」人種論が流行していたこともあり、ヨーロッパ人は、ツチをハム系優等民族、フツをバンツ系劣等民族だと捉えた。Prunier, *op. cit.*, pp. 6-10, pp. 26-27.

27) 国連憲章第76条。

28) Newbury, *op. cit.*, p. 184. 原典は、United Nations, Official Records of Trusteeship Council (TCOR), 4th session, "Report of the U.N. Visiting Mission to the Trust Territory of Ruanda-Urundi under Belgian Administration", T/217, 10/31/1948, p. 13.

29) Lemarchand, *op. cit.*, p. 80.

自治又は独立を達成するためには、ルワンダは政治的に進歩する必要がある、そのために選挙制の導入などによる「民主化」を進めなければならなかったのである。

しかし、ベルギーは、依然特別な措置を講じなかった。なぜなら、この段階では、彼らは近い将来の自治又は独立を想定していなかったからである。1946年に、コンゴのあるベルギー行政官は「ベルギー領コンゴとルアンダ・ウルンディが独立を達成するまでに100年かかる」と発言している³¹⁾。また、1953年頃から、ベルギー政府は、ベルギー本国と、コンゴ及びルアンダ・ウルンディの連合 (association) を構想していた。当時の植民地相のベルギー上院での発表によれば、いつかは信託統治を終了し、ベルギーとの連合に変更することを考えていたという³²⁾。このように当時ベルギー政府は、コンゴ独立及びルワンダの信託統治終了は数十年先であり、かつ独立ではなく自治領としてベルギーとの連合を検討していたため、国連の要求に消極的だったのである。

2. ルワンダ国内の政治活動とベルギーの対応

ルワンダで、ツチとフツがそれぞれ政治活動を開始したのは、1957年になってからであった。まず、ツチがベルギーに対して権力委譲や自治・独立を要求し始め、それにフツ知識人が対抗していった。ツチ指導者らは、ルワンダの問題は白人 (ベルギー人) と黒人 (ルワンダ人) 間のものだと捉えていた。その認識を示すものとして、57年2月の「見解 (Mise au Point)」がある。この声明は、ベルギーへの要求を列挙したものであり、ベルギー総督府から現地人 (即ちツチ)

30) United Nations, Official Records of General Assembly (GAOR), 11th session, "Attainment of Self-government or Independence by Trust Territories", A/RES/1064 (XI), 2/26/1957.

31) 1959年7月の信託統治理事会で、オベレンコ (Oberemko) ソ連代表は2度この発言を紹介した。TCOR, 24th session, T/SR.981, 7/19/1959, p. 113 ; T/SR.994, 7/30/1959, pp. 197-198.

32) Archives Africaine du Ministère des Affaires Étrangères, Bruxelles (AA), no. 63 Archives du Rwanda 1917-62, Vers l'Indépendance et l'Autonomie (RWA76), « A la Mission de Visite de l'ONU », 3/21/1961. なお、ベルギー政府がこのような連合案を検討していたことは、The National Archives, London (TNA), FO371/145281, UN15121/1, FO to Brussels, 6/24/1959でも確認できる。

への権力委譲を軸に、自治及び独立へ向けて準備を行うことを求めている³³⁾。

これに対抗する形で、3月、フツ知識人9名が「バフツ宣言 (Le Manifeste des Bahutu)」を発表した。彼らは、「ツチ・ベルギー間の問題を解決するためには、ツチ・フツ間の根本的な問題を解決しなければならない」として、ツチによるフツ差別を告発し、政治権力や教育の独占状態を改善するよう求めた。彼らからすれば、自治はベルギー行政からツチへの権限委譲であり、ツチによるフツ支配の強化を意味したため、当面の自治は求めていなかった³⁴⁾。その後、カイバンダ (Grégoire Kayibanda) が「フツ社会運動 (Mouvement Social Muhutu : MSM)」を³⁵⁾、ギテラ (Joseph Habyalimana Gitera) が「大衆社会促進同盟 (Association pour la Promotion Sociale de la Masse : APROSOMA)」を³⁶⁾、それぞれ設立し政治運動を開始した。

このように、独立の時期や政治体制をめぐって、ツチとフツの意見は異なっていた。ツチ指導者は、フツの従属的な地位は問題視せず、白人による黒人差別を批判し、ベルギーからの権力委譲を要求した。他方で、このようなツチの動きは、フツにとって差別構造の固定化に他ならなかった。そのため、フツ知識人は自治よりもむしろ、ツチ・フツ間の差別解消を求めたのである。しかし、それは後にみられるような革命的でも暴力的でもなく、「改革」と呼べるものであった。

このような中、ベルギー政府は、1959年4月、ルワンダの政治的及び社会的状況を調査し、政策を立案するために、作業部会 (Groupe de Travail) を立ち上げた。

作業部会の報告書では、信託統治継続という前提に基づき、司法制度の整備と慣習の法典化、立憲君主制の導入などの政治改革が提案された。この政治改革により、ベルギー政府は、前述のルワンダ国内の不満に対処しようとしたのである。さらに、ベルギーとの関係は、「自治達成後に、ベルギーとの分離を意味する完全な独立か、ベルギーとの共同体の資格による連合かを住民に選択させる」こと

33) Lemarchand, *op. cit.*, p. 150.

34) « Le Manifeste des Bahutu », *Rwanda Politique*, pp. 20-30.

35) 1924年生まれ。神学校を卒業後、教会系雑誌の編集に携わることで、教会からの支持を得た。

36) 1919年生まれ。神学校で教育を受けた。

を提案した³⁷⁾。つまり、ベルギー政府は、1959年の時点では、自治付与や独立を選択肢として提示してはいたものの、近い将来に独立させる意思はなく、従って、国連に対しても独立の明確な時期を提示するつもりはなかったのである³⁸⁾。ベルギー政府の意図は、改革により、ツチが権力を独占する政治体制の不平等を解消することで、ツチとフツの問題を解決し、信託統治を続けることだったといえよう。

1959年夏から秋にかけて、ルワンダの民族そして政治体制をめぐる国内情勢は、当時ムワミであったムタラ三世 (Mutara Rudahigwa) の謎の死を皮切りに動き始める。彼の死は白人による毒殺だという噂が流れ³⁹⁾、ベルギー人への不信と反発が募ったため、ツチ指導者らは、新しいムワミとして、キゲリ五世 (Kigeri Ndahindurwa) を独断で即位させた⁴⁰⁾。さらに、8月から9月にかけて、新たな政党が誕生していった。8月15日、ツチ王族を中心として「ルワンダ国民連合 (Union Nationale Rwandaise : UNAR)」が設立され、1960年の国内自治と62年の独立を要求し、各地で政治集会を開いた⁴¹⁾。9月には、ブワナクウェリ (Prosper Bwanakweri) が「ルワンダ民主連合 (Rassemblement Démocratique Rwandais : RADER)」を設立した⁴²⁾。この党は、普通選挙の実施や慣習の法典化などの改革を提案し、64年までの国内自治と68年までの独立を求めている⁴³⁾。

その一方、フツの側でも運動が活発化していった。10月には、カイバンダが

37) AA, no. 18. Archives Relatives à l'Émancipation du Ruanda-Urundi, 1959-1962, I/RU7, « Rapport du Groupe de Travail pour l'Étude du Problème Politique au Ruanda-Urundi aux Chambers », p. 163, p. 241, p. 276.

38) クレイ・バウアート (Alfred Claeys Bouúaert) 国連大使は「ベルギーは、タイムテーブルの問題には興味がない」という発言をしている。TCOR, 24th session, T/SR.980, 6/18/1959, p. 104. これには、ルワンダに対して、自治又は独立の時期を明言した場合に、コンゴでも同様の対応を迫られることを回避したいという意図もあった。Crawford Young, *Politics in the Congo: Decolonization and Independence* (New Jersey : Princeton University Press, 1965), pp. 36-37.

39) Lemarchand, *op. cit.*, p. 156.

40) 従来、ムワミ即位には総督府の意向が反映されていたため、これに対して総督府は不快感を示した。Harroy, *op. cit.*, pp. 264-265.

41) « Manifeste du Parti Politique », *Rwanda Politique*, pp. 95-101.

42) チーフを務めた穏健派ツチ。

43) « Manifeste du R.A.D.E.R. », *ibid.*, pp. 127-132.

MSMを改編し、「フツ解放運動党 (Parti du Mouvement de l'Émancipation des Bahutu : PARMEHUTU)」を立ち上げた。彼らは、「黒人の黒人に対する植民地主義」の廃止を掲げ、5-7年かけて民主主義と独立を達成していくことを求めた⁴⁴⁾。これにより、ツチを中心とするUNARとRADER、フツを中心とするAPROSOMAとPARMEHUTUの計四政党が、ルワンダに存在することとなった。

このようにルワンダ国内における政局が動き出す中、ベルギーはそれまで支援してきたツチから距離を置き始めた。早期独立を求めるツチ指導者らとでは、支配が円滑に行えないからである。そのため、総督府は、10月10日、政治的緊張の高まりを理由に政治集会を禁止すると共に、さらに12日に、それに違反したとしてツチチーフ3名を罰した。このような総督府の対応を受け、数百名のツチが抗議運動を行い、その対応を批判した。

以上のように、1959年夏から秋にかけて、それまで協力関係にあったツチ指導者らと総督府との間に、亀裂が生じていった。そのため、UNARやその支持者の間では、総督府に対する不満や、フツ政党に対する反感が芽生え、暴力が起りやすい状況になっていたといえよう。と同時に、フツ大衆にも、ツチチーフに対する不満が蓄積されていた⁴⁵⁾。

「万聖節の騒乱」が勃発したのは、このような状況下であった。数少ないフツのサブ・チーフが、UNAR支持者と見られるツチの若者数名に襲撃されたのである。これを契機に、フツ大衆がツチチーフに対して、民家への放火や攻撃という形で報復を行い始めた。その結果、各地で騒乱が起こったため、鎮圧のためにコンゴ公安軍からロジスト大佐率いる部隊がルワンダ入りした⁴⁶⁾。この騒乱の結果、死者は300名以上、逮捕者は、ツチ919名、フツ312名、周辺国への難民は11月末までに7000名に上ったという⁴⁷⁾。

44) « Manifeste-Programme du Parmehutu », *ibid.*, pp. 113-121.

45) Newbury, *op. cit.*, p. 195.

46) コンゴ公安軍とは、コンゴ国内の法と秩序維持をその任務とするコンゴ軍の1つであり、ベルギー人が将校などの主要な地位を占めていた。当時のルワンダには軍隊が存在しなかったため、ルワンダ国内の秩序維持のために、コンゴ公安軍の一部が派遣されたのである。

47) Lemarchand, *op. cit.*, p. 167, p. 172.

「万聖節の騒乱」は、ルワンダで初めてツチとフツの間に暴力が起きた事件として有名である。しかし、この事件だけをもって、ツチとフツの間に民族対立が存在したと考えるのは早計である。なぜなら、この時点では暴力は、一部のツチチーフやサブ・チーフなどの政治権力者に向けられ、1961年以降みられるような大衆を対象にしたものではなかったからである⁴⁸⁾。また、ルワンダの最高権力者であるツチのムワミに対する暴動でもなかった。組織的暴力というよりも、突発的な不満の噴出だったといえよう。

騒乱の最中の11月10日、ドゥ・スフレイフェル大臣は、ブリュッセルで、作業部会の報告書を元に作成された、ルワンダに対する政治改革計画を発表した⁴⁹⁾。この計画では、作業部会の報告書で提案された政治改革を進め、「段階的自治 (autonomie progressive)」を与えることが発表された⁵⁰⁾。そして、コミューン単位の地方選挙を1960年前半に行うことが決定された。独立に関しては、自治付与後、独立を希望するかベルギーとの関係を維持するかを選択をルワンダ人にさせるという作業部会と同様の立場をとっていた。

この発表は、自治付与までの計画を示すことで、漸進的に「政治的進歩」を進めようとするベルギー政府の意思を、国連にアピールしたものであろう。しかし、依然として政治改革によってルワンダ国内の政治問題を解決しようとし、また、独立を検討していなかったため、具体的な期限の設定を避けていた⁵¹⁾。

このベルギー政府の発表に対し、国連総会は、12月5日に、改めて自治又は独立の時期を明らかにするよう求めた⁵²⁾。

以上が、1959年までのベルギーの対ルワンダ政策とルワンダ国内の状況である。

48) Newbury, *op. cit.*, p. 195 ; 武内前掲論文 (2006年)、85頁、102-107頁。

49) « La Declaration Gouvernementale du 10 Novembre 1959 sur la Politique de la Belgique au Rwanda-Burundi », *Rwanda Politique*, pp. 160-167.

50) 12月23日、この11月10日の宣言を具体化した政令が発布された。これにより、サブ・チーフ領はコミューンという行政単位に統合された。

51) « Accord sur la Discussion des Événements du Ruanda devant la 4^{ème} Commission », Wigny à Délégation permanente à l'O.N.U, 11/13/1959, *Diplomatieke Stukken*, doc. 88, p. 171.

52) GAOR, 14th session, "Attainment of Self-government or Independence by Trust territories", A/RES/1413 ; "Plans for Political Reforms for the Trust Territory of Ruanda-Urundi", A/RES/1419, 12/5/1959.

ここまでの議論を整理すると、まず、ベルギー政府は、信託統治を近い将来に終了させるつもりはなかった。また、信託統治終了は、完全な独立よりも自治を意味していた。1940年代からたびたび国連から自治又は独立の期日を示すよう求められていたため、政治改革計画を発表したものの、それは具体的な期限を含むものではなかった。国内のツチとフツに対しては、ツチ王族を通じた間接支配政策をとっていたが、1957年代後半からツチが即時独立を求め始めると、ベルギーとの関係が悪化していった。

他方、1957年以降、ツチとフツも政治運動を開始し、それぞれの主張を展開するようになっていった。この時点では、ツチ指導者らはベルギーに対してルワンダの自治及び独立を要求し、ツチとフツの民族問題は存在しないというスタンスをとっていた。それに対して、フツ知識人たちは、ツチによるフツの政治的差別を批判し、改革を求めていった。また、59年には「万聖節の騒乱」のような暴力行為は起こったものの、それは、ツチとフツの間で後にみられるような民族の違いを理由にしたものではなかった。つまり、ルワンダでは1959年の時点では、未だツチとフツの対立は、政治体制をめぐるエリート間の対立が中心だったのである。

では、なぜベルギーはフツを支援していったのだろうか。そして、ツチとフツの関係はいかに悪化していったのだろうか。

Ⅲ ベルギーの政策転換と民族対立

1. ベルギー政府の対ルワンダ政策転換

1959年11月に発表された、ベルギーの対ルワンダ政治改革計画は、ベルギー領コンゴの存在が前提となっていた。このため、コンゴ独立が決定されると、計画の変更を余儀なくされる。そもそも、ベルギー政府は直近のコンゴ独立を想定していなかった。しかし、1960年1月に、ブリュッセルにコンゴとベルギーの政治家が集まり、両者の今後の関係を議論するコンゴ円卓会議が開催され、ベルギーの希望に反して、半年後の独立が決定されたのである⁵³⁾。

53) コンゴ独立の経緯については、例えばキャサリン・ホスキンス『コンゴ独立史』(みすず書房、1966年)。

コンゴの独立が決定したことで、ベルギー政府は、ルワンダも独立させることを決めた。その大きな理由は経済的負担であった。ルワンダはベルギーにとって経済的利益がある地域ではなかった⁵⁴⁾。また、コンゴ行政に依存している状況下でさえ、財政赤字は年々増えていた⁵⁵⁾。そのため、コンゴ独立後ルワンダを単独で管理することは、ベルギーにとって負担になることが予想された。それゆえ、コンゴ独立に伴い、ルワンダに対する財政的負担を軽減し、信託統治を終了し、独立させることにしたのである⁵⁶⁾。他方、ベルギー政府は、ルワンダは政治的に重要であると考えてもいた⁵⁷⁾。そのため、ベルギー政府にとって、影響力を残しつつ、望ましい形で独立を達成させる必要があった。

ここで、ルワンダが通常の植民地ではなく、信託統治領だということが問題となる。信託統治の終了は国連総会での承認を必要とする。そのために、ベルギー政府は、国連が満足するように信託統治領の「政治的進歩」を達成しなければならなかった。

以上のことから考えると、ベルギー政府は、先行研究で指摘されているように、国連からの圧力によってルワンダを独立させたわけではない。むしろ、コンゴ情勢の変化によって必要となった信託統治終了のために、自国の意思で独立にむけて舵をきったといえよう⁵⁸⁾。しかし、コンゴ同様、独立後も影響力は保持したかったため、親ベルギー的勢力を国内権力の座につかせる必要があった。また、国連からの「政治的進歩」の要求に応じる必要もあった。従って、「政治的進歩」の大義名分の下、親ベルギー的勢力を支援することができるという点で、フツ支持

54) ウィニー (Pierre Wigny) 外相はアメリカのハーター (Christian Herter) 国務長官に「ルアンダ・ウルンディは、経済的な利益はまったくないが、政治的戦略的重要性はある」と述べている。マイクロフィルム、*Confidential U.S. State Department Central Files, Congo 1960-Jan1963*, UPA Collection, Reel2, From Wigny to Herter, 5/6/1960.

55) 1958年以降の慢性的な赤字は、1400万ドルにも上ったという。Institut Belge d'Information et de Documentation, *Ruanda-Urundi (1918-1962): A Belgian solution to the decolonisation problem* (Brussels: Information Services, Ministry of Foreign Affairs and External Trade, 1962), p. 20.

56) TNA, FO371/146655, JB1016/6, New York to FO, 3/18/1960; JB1016/4, Brussels to FO, 3/19/1960.

57) 注54に同じ。

58) 注56に同じ。

は、ベルギー政府の利益にかなっていたといえよう。

ベルギーの対ルワンダ政策が変化する中、ルワンダ国内では、1960年春、政党が協調して国内問題の対処を試みていた。60年3月14日、UNAR、RADER、APROSOMA、PARMEHUTUの四党は、共同でコミュニケを発表し、ルワンダ人民に向けて協調を促した⁵⁹⁾。続けて、四党は、暫定特別評議会(Conseil Spécial Provisoire)の名で、キゲリ五世に対して要望書を提出した⁶⁰⁾。この要望書は、立憲君主制を導入することにより、国内政治問題の解決を試みるものであった⁶¹⁾。

しかし、4月23日、キゲリはこの要求を拒絶した。理由としては、暫定特別評議会の提案では、立憲君主制の法的性格や信託統治国であるベルギーがどのような地位にたつのが明言されていないため満足できないこと、そして行動が制限されたくないことが挙げられた⁶²⁾。

その結果、四党は、ムワミを支持するUNARとその他三党で対立するようになった。UNARは、ムワミ制の維持や即時選挙の実施、コンゴとの同時独立を主張するようになる。彼らは、大衆に対するムワミの影響力を信じていたため⁶³⁾、選挙での勝利を期待していたのだと考えられる。対して、残りの三党は、4月30日、反ムワミで「共同戦線(Front Commun)」を組むことを発表した。彼らによれば、ムワミが最初に自分達の要望を拒否したのであるから、これ以後は、ムワミに決別を宣言し、キゲリの廃位を求めることにしたという⁶⁴⁾。

このように、1960年春には、ツチの政党であるUNAR及びRADERと、フツの政党であるPARMEHUTU及びAPROSOMAという対立ではなく、ムワミ制をめぐるUNARと共同戦線が対立していたのである。従って、この時点では、

59) « Appel des partis politiques à la tolérance », *Rwanda Politique*, pp. 198-199.

60) 2月6日に発足した暫定特別評議会は、各党2名ずつ、計8名から構成される機関であり、政党間で協議を持ち、60年前半に予定されている地方選挙へ向けた準備を進める役割を有していた。

61) « Mesures proposées au Mwami Kigeli V par le Conseil Spécial Provisoire du Rwanda pour contribuer à la pacification du pays », *ibid.*, pp. 199-201.

62) « Rejet de ces mesures par Kigeli V », *ibid.*, pp. 201-202.

63) UNARが、ムワミの権威を信じ、ムワミ制の是非を問う住民投票を行うよう求めていたことは、« Motion de l'Unar remise à la Mission de visite de l'O.N.U. », *ibid.*, pp. 189-191から読み取れる。

64) « Constitution du Front Commun et rupture avec le Mwami », *ibid.*, p. 202.

後に見られるような、民族の違いを元にした対立ではなかったという点で、ツチとフツの協調の可能性が存在していたといえよう。

同時期、信託統治理事会視察団は、60年3月8日からルワンダを訪問し、状況を調査した。視察団の訪問に合わせて、各政党やその支持者は、プラカードなどを掲げて各自の主張をアピールしたが、それらの主張が分裂していたことから、視察団は、民族和解に向けた努力が行われる必要性を感じた⁶⁵⁾。そのため、6月に予定されていた地方選挙の延期を求めたのである。そして、3月31日のコミュニケでは、まず民族和解のための会議を開催し、その後に地方選挙を行うよう求めた。また、総選挙については、61年初頭をメドに実施することを提案した⁶⁶⁾。

視察団のこの要求は、ベルギー政府にジレンマを与えた。ベルギー政府は、国連との関係を良好なものにしておきたいと考えていたため、提案を無碍に断ることは、以下の理由により困難だったからである。まず、ベルギー政府はルワンダに対する責任や負担を単独では負えなくなりつつあるという認識をもっていたため⁶⁷⁾、選挙監視などの形で国連の関与を期待していた。また、視察団から、ベルギーが視察団の発表を無視して選挙を行う場合、国連や国際世論から「深刻な反応」を受ける可能性を指摘されていた⁶⁸⁾。このため、視察団の提案を拒絶することはできなかった。

他方、ベルギー政府には、視察団の提案する選挙延期を受け入れ難い要因も存在した。まず、ベルギー政府は、提案を受け入れると自国に有利な状況が失われるため、国連に対してイニシアチブをとりたいと考えていた⁶⁹⁾。また、コンゴが独立に向かう重要な時期に、ルワンダに時間や労力を割きたくないとも考えていた⁷⁰⁾。

65) Harroy, *op. cit.*, pp. 347-355.

66) « Communiqué de la Mission de l'O.N.U. (extraits) », *Rwanda Politique*, pp. 234-236.

67) TNA, FO371/145655, JB1016/6, New York to FO, 3/18/1960.

68) « Télégramme du Ministre Scheyven au Ministre De Schrijver », *Rwanda Politique*, pp. 236-237.

69) « Envoi de Mission au Moment des Élections au Ruanda-Urundi », Wigny à De Schryver, 3/2/1960, *Diplomatieke Stukken*, doc.108, p. 189.

70) AA, I/RU, III. Archives Remises par le Bureau du "Groupe de Travail du RU" en Jan. et Avril 1962, Correspondence Generale 1959-1961 (I/RU 1598), « Memorandum Concernant le Reunion du 22/4/1960 Presidéé par M. Le Ministre De Schryver », 4/23/1960.

さらに、国連の要求に応じ選挙を延期することは、ルワンダにおけるベルギーの権威を損ねると同時に、選挙までの期間が延びると、投票を脅す暴力行為が発生する可能性があった。そのため、選挙延期は危険との報告が現地から上がっていたのである⁷¹⁾。従ってベルギー政府は、選挙を予定通り行う必要があった。

地方選挙の延期について熟考したベルギー政府は、4月28日、以下のように決定を下した。それは、まず、視察団の提案に従い、5月にブリュッセルで和解のための会議を行い、選挙を予定通り6月に実施、その後10月にルワンダの将来について議論するための会議を開催する、というものであった⁷²⁾。この決定は、視察団の意向を汲みつつも、選挙を延期せずに実施することによって、ルワンダ国内の「政治的進歩」を進めるだけでなく、国内を混乱させないようにする意図によるものだと考えられる。ベルギー政府は、自分達の方針は維持しつつも、「国連を満足させるために⁷³⁾」、このような妥協を示したのである。

さらに、5月後半、ベルギー政府は、ルワンダを1962年前半に独立させることを決定した⁷⁴⁾。独立までの流れをまとめると、以下のようになる。

1960年 6-7月	地方選挙の実施
秋	選挙結果に基づき、暫定政府及び暫定議会の設立
12月	民族和解などの問題を、会議で議論
1961年 1月	総選挙の実施
1961年中	ルワンダ及びブルンジの代表者を召集し、独立のための円卓会議を開催
1962年前半	独立

71) AA, I/RU1598, De Harroy a Minister De Schryver, 3/23/1960.

72) Harroy, *op. cit.*, p. 354.

73) ドゥ・スフレイフェル大臣は、8月に会議用の時間をとれないため、国連が望むような8月の会議開催は無理だが、5-6月ならどうか時間を作れるので国連を「満足させる」ために、そのような決定を行ったという。AA, I/RU1598, Á Resident General/Usumbura, 3/29/1960; Confidentielle, De Schryver par Harroy, 4/21/1960; 注70。

74) AA, I/RU1598, « Note pour M. L'administrateur General », Cabinet du Ministre, Bruxelles, 5/27/1960. なおこの計画は、9月12日の *Libre Belgique* 紙の「1962年上半年に計画されるルワンダ・ブルンジの独立」という記事で公表された。

ここにおいて、ようやくベルギー政府は、自治又は独立の時期を示せという国連の要求に応じ、独立までのタイムテーブルを示したのである。それは、前述のように、コンゴ独立に伴い、ルワンダも独立させる必要が生じたためであった。

選挙を予定通り行うというベルギー政府の発表に対して、ルワンダ国内では、異なる反応が見られた。5月20日、UNARは批判的な反応を示した。ベルギーが植民地主義であると批判し、さらに選挙のボイコットを発表したのである⁷⁵⁾。UNARは、4月の時点では選挙の即時実施を求めていたが、ここでは選挙の延期を要求している。それは、信託統治理事会が選挙延期を提案していたにも関わらず、ベルギー政府が選挙実施を発表したことで、ベルギーを批判するためであった。

しかし、UNAR以外の三政党からなる共同戦線は、選挙延期を望んでいなかったため、この発表を歓迎した。上述のように、選挙延期は総督府の権威を損ねると同時に、暴力行為が起こる危険性を高めると考えられていた。従って、総督府の支持をバックに、UNARに対抗する共同戦線には不利となるからであった⁷⁶⁾。

UNARがボイコットをしたまま、ベルギー政府の発表通り、5月末に会議が開催され、6月25日、地方選挙が開始された。選挙は、10行政区から毎週2地区ずつ行われていき、7月末に全土で終了した。全国3126議席のうち、PARMEHUTUが2201(約70%)、APROSOMAが233(7%)、RADERが209(6%)、UNARが56(1.7%)と、それぞれ議席を獲得した⁷⁷⁾。

この選挙結果を受け、10月17日、ダスプルモン・リンデン(Harold d'Aspremont-Lynden) アフリカ関係大臣は、暫定政府及び暫定議会の設立を発表した。その発表で、彼は、ルワンダは「政治的にのみならず、社会的にも危機を経験した」が、「その発展の新段階に至った」と評価し、改めて独立に向けた上記のタイムテーブルを説明した⁷⁸⁾。

75) « Communiqué de l'Union Nationale Rwandaise en faveur du « boycottage » des élections communales », *Rwanda Politique*, pp. 240-243.

76) « Lettre de M.G. Kayibanda au Résident Général concernant l'ajournement des élections », *ibid.*, pp. 203-205 ; « Communiqué de l'Aprosoma concernant l'ajournement des élections et la Table Ronde », *ibid.*, pp. 205-207.

77) GAOR, 15th session, A/C.4/SR.1065, 11/25/1960, p. 388.

78) « Discours du Ministre Annonçant la Constitution d'un Gouvernement Provisoire », *Rwanda Politique*, pp. 312-315.

この発表を受け、10月26日に、暫定議会と暫定政府が設立された。暫定議会では、PARMEHUTUが大半の議席を占めた。また、暫定政府は、首相及び内務相や法務相などの9相からなり、ここでも大半の役職をPARMEHUTUが独占した。

地方選挙の実施と暫定議会及び暫定政府の設立は、政党間の力関係に変化をもたらした。それまで、UNAR対その他三党の共同戦線という対立だったが、その構図が変化したのである。権力を獲得したPARMEHUTUの政治指導者らにとって、次に問題となったのは、61年1月に予定されている総選挙で勝利し、いかにこの権力を維持・強化するかということであった。対して、暫定政府及び暫定議会設立によるPARMEHUTUの勢力拡大に危機感を覚えたキゲリ五世や他の三党は、反PARMEHUTU、反ベルギーを打ち出していった。10月31日、キゲリは、ハマースヨルド (Dag Hammarskjöld) 国連事務総長に対して、ルワンダの状況を訴えた⁷⁹⁾。また、三党は、11月、PARMEHUTUに対する「共同戦線」を組み、PARMEHUTUの「独裁」に対抗した⁸⁰⁾。このように、地方選挙後のPARMEHUTUの勢力拡大を受け、PARMEHUTU対その他三党という対立軸への移行が見られたのである。しかしここにおいても、政党間の対立は、民族の違いによるものではなく、政治権力をめぐるものであった。

2. ベルギー及び国連の関与と民族対立

上述のルワンダ独立計画は、滑り出しは順調であったが、やがて障害に直面した。コンゴ動乱が勃発したためである。6月30日、ベルギー領コンゴは、独立を達成した。しかし、独立の数日後から、コンゴ軍兵士の待遇への不満により、ヨーロッパ人に対する暴力行為が発生したため、コンゴ国内の治安は急速に悪化していった。そのため、ベルギー政府は自国民保護の名目で軍事介入を開始した。さらに、7月11日にはカタンガ州が分離独立を宣言した。このような事態を受け、コンゴ中央政府のルムンバ (Patrice Lumumba) 首相らは、国連へ介入を要請

79) « Protestation du Mwami adressée au Secrétaire Général des Nations Unies », *ibid.*, p. 322.

80) Lemarchand, *op. cit.*, p. 189.

した。これ以後、コンゴ国内の政治対立、ベルギー及び国連の介入が複雑に絡み合い、コンゴ動乱は泥沼化していく⁸¹⁾。

前述のように、ルワンダの独立に関して、ベルギーは国連総会からの承認を必要としていた。しかし、コンゴ動乱以後、国連加盟国から激しい非難を浴び、その目的達成が厳しくなる。なぜなら、加盟国は、コンゴ動乱から教訓を得ていたからである。

コンゴ動乱に関して、西側諸国がコンゴ独立前の準備不足を問題視したのに対し⁸²⁾、ソ連を始めとする東側陣営や多くのアジア・アフリカ(AA)諸国にとっては、ベルギーが問題であった。すなわち、ベルギーの植民地支配が脆弱な国家を作り、さらに独立後、ベルギーに都合のよい指導者を支持し、影響力を残したことにより、コンゴが「真の独立」を達成することに挫折したという教訓を得たのである⁸³⁾。従って、AA諸国はルワンダにおいてもベルギー政府の政策を激しく批判し、早期独立を強く主張した。また、ベルギーがツチを抑圧し、フツを最優先しているという認識をもっていたため、ツチには好意的に、そしてベルギーに追随していると思われたフツ指導者には批判的に、接した⁸⁴⁾。

ベルギーはコンゴに関する議論で国連から激しい非難を受けてきたため、ルワンダについてはそれを避けたいと考えていた。しかし、このような状況では、総会との良好な関係の維持も困難であった⁸⁵⁾。その結果、議論の場が信託統治理事会から総会へと移ったことや、1960年9月に新興アフリカ諸国が大量に国連に加盟したこともあり、ベルギー政府は、ルワンダに関しても厳しい批判を浴び、総会第四委員会の場で、「最悪の植民地主義 (the worst kind of colonialism)」という汚名まで得てしまった⁸⁶⁾。

81) コンゴ動乱の推移については、ホスキングズ前掲書、特に第3章以降；Alain Rouvez, *Disconsolate Empires: French, British and Belgian Military Involvement in Post-Colonial Sub-Saharan Africa* (New York: University Press of America, 1994), pp. 319-321.

82) TNA, FO371/146657, JB1016/34, New York to FO, 10/19/1960.

83) GAOR, 15th session, A/C.4/SR.1087, 12/14/1960；A/C.4/SR.1089, 12/15/1960；A/C.4/SR.1091, 12/16/1960.

84) TNA, FO371/146656, JB1016/22, Brussels to FO, 8/23/1960.

85) *Ibid.* なお、ハロイ総督は、「1960年11月くらいまでは国連との関係は良好だった」と回想している。Harroy, *op. cit.*, p. 333.

このような激しいベルギー批判は、決議1579「ルアンダ・ウルンディの将来の問題」の審議中も継続したため、東側陣営及びAA諸国と、ベルギー政府の主張は対立した。この決議の争点は、総選挙の実施時期だった。UNAR、RADERやソ連陣営、AA諸国は、ベルギーを批判し、61年1月に予定されていた総選挙延期を主張した。それは、60年夏に行われた地方選挙が不正なものだったため、総選挙の前にまず地方選挙を再実施し、さらに総選挙前に会議を開催するべきだと考えたからであった⁸⁷⁾。これに対し、PARMEHUTUやベルギー代表は、当初の予定通りの選挙実施を主張した。その理由は、PARMEHUTUが地方選挙で大衆に支持された政党であること、選挙を延期した場合に治安の悪化が懸念されること、「政治的進歩」が停滞してしまうことなどであった⁸⁸⁾。

最終的に、ソ連陣営やAA諸国の主張が通り、現状のままでは公平な選挙を行うことが難しいため、総選挙を61年3月の総会第15会期再開後に決定される日程まで延期すること、その前に民族和解のための会議を開催すること、ルアンダ・ウルンディ(RU)委員会を設立すること、そして「万聖節の騒乱」時に逮捕された人々に対する恩赦や難民の帰還を進めることが決議1579に明記された。そして、この決議は、12月20日に、賛成61、反対9、棄権23で採択され、その場でRU委員会が設立された⁸⁹⁾。

決議1579を受け、1961年1月7日から12日まで、ルワンダの四政党とベルギー関係者がベルギーのオステンドに集合し、会議が開催された⁹⁰⁾。会議では、総選挙の時期と民族和解が争点となったが、逆に選挙実施の時期をめぐりツチとフツで意見の対立が深まる結果となった。まず、PARMEHUTU及びAPROSOMAの

86) GAOR, 15th session, A/C.4/SR.1078, 12/7/1960, p. 471. 正確には、アッパーボルタ(Upper Volta)代表が「請願者〔ツチのこと〕は、最悪の植民地主義の犠牲者に思える」と発言し、ベルギー代表を非難した。

87) GAOR, 15th session, A/C.4/SR.1065, 11/25/1960; A/C.4/SR.1066, 11/29/1960.

88) TNA, FO371/146800, JB2292/1, New York to FO, 12/4/1960.

89) GAOR, 15th session, "Question of the Future of Ruanda-Urundi", A/RES/1579, 12/20/1960. 反対は、ベルギー、フランス、イギリス、オーストリア、ポルトガル、スペイン、オランダ、南アフリカ、ルクセンブルク、棄権はアメリカ、カナダ、イタリアなどだった。

90) 以下、この会議での議論については、AA, no. 40. Rapports du Ruanda-Urundi (Ra/RU), 157-3A, "Ostende Janvier, 1961".

フツ二政党は、選挙を予定通り実施することを主張した。選挙の時期はもともと国連が提案し、ベルギーやルワンダ人が参加する会議ですでに承認されたからであった。特にPARMEHUTUは、地方選挙での圧勝から総選挙での勝利を期待し、選挙後の国内自治体制で権力を獲得したかったといえよう。また、APROSOMAは、PARMEHUTUの独裁を懸念して、ツチの二政党と共同戦線を組んでいたが、ここにおいてPARMEHUTUと意見を共にするに至った。それは、オステンド会議におけるUNARのフツ及びベルギー批判が強烈すぎたこと、そして国連決議を履行し、選挙が延期され、難民が帰還した場合、1960年夏以降国外に亡命していたキゲリ五世も帰還する可能性があったためである。APROSOMA指導者は、「万聖節の騒乱」をキゲリの責任と見做していたため、彼が帰還すると、同様の騒乱が再び勃発することを懸念していたのである。

これに対して、ツチの政党であるUNARとRADERは、決議1579に従って総選挙の延期を希望した。彼らは、前述のように、ムワミ制の是非を問う住民投票を行った場合、ムワミ制が承認される自信をもっていた。そのため、総選挙についても、国連決議を履行する猶予を得て、恩赦や難民帰還により、ムワミや亡命指導者をルワンダに帰還させることで、ツチの選挙活動の体勢を整えたかった。そして、それにより、総選挙で勝利すると考えていたようである。

会議の結果、参加者大多数であるフツ二政党とベルギーの意向により、総選挙の1月28日実施が決定された。これを受け、ハロイ総督は1月15日に政令を發布し、総選挙実施後に組閣されるルワンダ政府に対して、国内自治を認め、国内自治体制を完成させることにした。

しかし、1月20日、ベルギー政府は突如、総選挙延期を発表した。なぜか。公式な説明では、「ルワンダの制度的な将来を特に憂慮するため、国際的な文脈を考慮して、最終的に総会で発表された意見と一致することが利益になると判断した」とされた⁹¹⁾。これに対し、ハロイは、新聞やその後の回顧録で、選挙延期に対するNATO同盟諸国からの圧力が存在し、ウィニー外相などが、この圧力を重視して選挙を延期したと説明している⁹²⁾。これらのことから考えると、ベルギー

91) « Position du Gouvernement belge (28-1-1961) », *Rwanda Politique*, pp. 379-380.

政府は、ルワンダ国内の問題や「政治的進歩」よりも国際関係を重視して、この決定を下したかのように見える。

総選挙実施を期待していたルワンダ国内のフツ政治家たちは、このベルギー政府の「裏切り」を批判した⁹³⁾。そして、1月28日、ちょうど総選挙が予定されていた日に、クーデターを起こすのである。

ギタラマ (Gitarama) に集まった暫定政府及び暫定議会議員、地方議員たちは、ムワミ制の廃止と共和制の樹立を宣言し、共和国大統領としてカイバンダを選出した。また、共和国政府の組閣と共和国議会議員の選出を行った。政府閣僚及び共和国議員はすべてフツであった。これが「ギタラマのクーデター」である。

ロジスト大佐の回顧録によれば、カイバンダは1月25日、極秘にロジストを訪問し、クーデターを起こす理由を、以下のように述べたという。「状況は、我々に不利になりつつある。国連は、いつになるかわからない時期まで選挙を延期し、恐怖制〔ツチ支配のこと〕を再度設立するために、自由陣営〔フツのこと〕をムワミらの手に委ねようとしている。我々は国連の不公平を信用しない。彼らはUNARに有利な時期に選挙を行おうとしている。我々は共和制を宣言するだろう」。このカイバンダの発言に対して、ロジストは、「クーデターを支持することは、信託統治や国連に対する敵対行為になってしまう」が、「人々を解放しようという希望には賛成したい」とし、公にクーデターを支持することは不可能だが、間接的な協力を約束したという⁹⁴⁾。

総選挙延期という難題を解決したばかりのベルギー政府は、クーデターへの対応を迫られた。2月1日、ベルギー政府は、ムワミ制から共和制への正式な移行は認めないものの、クーデターにより成立した政府や議会を、事実上承認する旨

92) ハロイは、1月27日の *Pourquoi Pas* 紙のインタビューに対して、次のように述べている。「思うに、同盟国からの厳しい批判に直面し、ベルギーは国連の勧告にまったく従わないことで、彼らを不快にさせたくないと考えたのだろう。ベルギーの同盟国は、国連の決議や勧告をベルギーが無視するのを妨げた。」GAOR, 15th session, A/C.4/SR.1125, 3/30/1961, p. 173. また、2月4日付けのニューヨーク・タイムズのインタビューに対しても、国連とNATO 同盟諸国が信託統治領での危機に責任があると批判した。*New York Times*, 2/4/1961.

93) 例えば、1月16日付け *Libre Belgique* 紙には、選挙延期に対してフツ指導者が不満を表明する記事が掲載されている。*La Libre Belgique*, 1/16/1961.

94) Logiest, *op. cit.*, pp. 189-190.

を発表した。その理由は、「国にとって悲惨な結果になりうる無秩序を誘発するような危険を冒すことをしないために、平和的に表明された意思を、武力で弾圧するべきではない」というものであった⁹⁵⁾。そして、2月6日に共和国政府に対して、国内自治権を付与している⁹⁶⁾。

総選挙延期からクーデターの承認に至る一連の過程を、ベルギー関係者の発言を基に説明すれば、以下の通りになる。すなわち、ベルギー政府は、国際的圧力に屈し、選挙延期を決定した。このベルギー政府の選挙延期がフツ政治家の不安をあおり、それに同情した総督府が協力し、政府の意図に反してクーデターを起こした。そこで、ベルギー政府は、不本意ながら、クーデターを承認したのである。

しかし、先行研究は、総督府だけではなく本国政府もクーデターに関与したと指摘している。ルマルシャンは、証拠はないと断った上で、クーデターを計画する際に、ベルギー政府がロジスト大佐と緊密に協力をしたことは疑いないと述べている⁹⁷⁾。また、クレティエンらも、証拠は挙げていないものの、オステンド会議出席のためベルギーに滞在中、カイバンダがベルギー政府と相談し、ロジスト大佐の協力を得た上でクーデターを実行に移したと推測している⁹⁸⁾。これらの先行研究では、クーデターに関与した政府の意図を、国連決議を無効にするためだと説明している。

ベルギー政府がクーデターに関与していたことを示す明確な史料は、今のところ存在しない。しかし、先行研究が指摘しているように、ベルギー政府の関与は、おそらく妥当である。ベルギー政府がフツに権力を与え、ルワンダを独立させたかったという、本稿のこれまでの議論から考えると、ベルギー政府は総会決議や同盟国の圧力を利用し、フツ支配を確立しようとしたという仮説がたてられるからである。興味深いことに、選挙では多数派が勝利するという予測は、当時のベ

95) « Communiqué officiel du Gouvernement belge définissant son attitude envers les événements de Gitarama », *Rwanda Politique*, pp. 397-398.

96) « Ordonnance législative no. 02/38 du 6 février 1961 sur les pouvoirs d'autonomie des autorités publiques du Rwanda », *ibid.*, p. 399.

97) Lemarchand, *op. cit.*, p. 192. ルマルシャンは、ルワンダでの現地調査やベルギー閣僚へのインタビューを行っているため、彼の議論は信憑性が高いと考えられる。

98) Chrétien et Gahama, *op. cit.*, p. 237.

ルギー関係者にもフツにも共有されていなかった。前述のように、UNARらツチは、ムワミの権威を信じていたため、十分な準備期間を置き、公正な選挙が実施されれば、少数派ながらツチが選挙で勝利すると考えていた。これに対し、ベルギー政府は、総選挙が延期して実施された場合に、ツチが勝利することは何としても避けたかった。総選挙で勝利した政党は、その後ルワンダ国内の自治権を与えられ、独立へ向かうことがすでに決定されていたため、ツチが選挙で勝利すれば、ツチの支配の下、ルワンダが独立することになるからである。しかし、国連決議に反し、総選挙を強行することも難しかった。そのため、以下のように計画をたてたのではないだろうか。まず、オステンド会議を開催することにより、決議を受け入れるというアピールを総会や国際社会に対して示す。その間総督府及びフツ政治家と協力し、クーデターの準備を進める。しかし、これを総督府とフツが勝手に起こしたものとみせるために、総選挙を延期する。このベルギー政府の「裏切り」に怒り、フツ政治家は、クーデターを起こす。ベルギー政府は、それをしぶしぶ承認する。これにより、フツの権力が実質的に確立される。つまり、ベルギー政府は総選挙を延期したにも関わらず、むしろ国際的圧力に屈したと見せ総選挙を延期したからこそ、目的通り、フツ権力を確立することができたのではないだろうか。

この仮説は、当時アフリカ関係大臣であったダスプルモン・リンデンの評価からも、推測が可能である。ダスプルモン・リンデンは、前任者のドゥ・スフレイフェルと異なり、総督府と緊密な関係を構築すると共に、コンゴにおいてカタンガ州の分離独立に関わったように、非公式な協力をしばしば行ったとされるからである⁹⁹⁾。従って、ルワンダのクーデターに関しても、同様に計画をたてていた可能性は十分ある。この論点については、今後の史料公開と仮説の証明が必要である。

ともあれ、一連のクーデターと政府承認は、ツチ指導者にとってみれば、ムワミ制を葬りフツ支配を既成事実化するものであったため、受け入れることはできなかった。そのため、これ以後、国連への請願が増えると共に、周辺国に難民と

99) *ibid.*, p. 226 ; ルマルシャンはダスプルモン・リンデンの政治を「パラシュート政治」と形容している。Lemarchand, *op. cit.*, p. 192.

して逃れたUNAR指導者やその支持者のツチが武装して、ルワンダ国内に侵入し、フツ指導者の暗殺を企てるようになる。彼らは、イニャンジ (Inyenzi) と自称し¹⁰⁰⁾、その攻撃は頻度を増していった。ルワンダ国内で実質的にフツ支配が確立してしまった今、彼らには、国連へ請願を出すか、武力で実力行使を試みるかの2つしか選択肢が残されていなかったといえよう。

ところで、クーデターからベルギー政府の承認までの一連の流れは、RU委員会のベルギー及びフツに対する感情を悪化させた。国連決議1579により設立されたRU委員会は、そもそもベルギー政府や総督府の態度に不満を抱いていた。なぜなら、委員会に対するベルギーの態度は傲慢で我慢できないものであり、従って決議履行の成果が期待できそうになかったからである¹⁰¹⁾。委員会はベルギー政府による総選挙延期の決断は歓迎したものの、総督府の非協力的な態度には再び不満を抱いた。さらに、クーデターについては、「ある人種的一党専制体制がルワンダで成立した」として、クーデター及び共和国樹立を批判した。クーデターへのベルギー総督府の関与も当然疑われた¹⁰²⁾。その後のベルギー政府のクーデター承認は、このような委員会のベルギー批判に拍車をかけるだけであった。

国連での議論は、RU委員会の報告書を基に行われるため、3月7日に再開された総会第4委員会15会期の場合は、ベルギー政府に対してさらに厳しいものとなった。4月10日、ユーゴスラビアなどが起草した決議案が提出されたが、激しいベルギー批判が前文に盛り込まれるとともに、決議1579の履行が改めて求められていた¹⁰³⁾。

この決議案に対して、当初ベルギー代表は不快感を示した¹⁰⁴⁾。しかし、ベルギー政府は、60年12月の決議1579採択時とは異なり、クーデター承認後に激しさを

100) ゴキブリの意味。当初ツチは、質のよい兵士や夜陰にまぎれて攻撃を行うことからこのように自称した。しかし、独立後フツは、駆逐すべき有害な昆虫としての意味を込めるようになり、虐殺時にもそのように使用された。Aimable Twagilimana, *Historical Dictionary of Rwanda* (Maryland: The Scarecrow Press, Inc., 2007), Inyenziの項(pp. 89-90)。

101) GAOR, 15th session, "Interim Report of United Nations Commission for Ruanda-Urundi", A/4706, 3/8/1961; A/4706/Add.1, Annex VIII.

102) *Ibid.*

103) GAOR, 15th session, "Report of Fourth Committee", A/4735, 4/21/1961, pp. 27-28.

104) TNA, FO371/155132, JBR2291/5, New York to FO, 4/10/1961.

増した批判を緩和しようと、多くの「友人」が棄権に回るなら、ベルギーも反対ではなく棄権票を投じるという譲歩を検討していた¹⁰⁵⁾。しかし、大半の西側同盟諸国は、冷戦の文脈から、東側陣営やAA諸国の動向に敏感だったため、棄権に回ることはなかった。この決議は、4月21日に決議1605「ルアンダ・ウルンディの将来の問題」として、賛成86、反対1（ベルギーのみ）、棄権3（フランス、ポルトガル、スペイン）で採択された¹⁰⁶⁾。これは、総会との関係が改善されるどころか、同盟諸国も味方をしてくれず、ベルギーが国際的に孤立してしまったことを意味した。

ここまでの展開を再び整理しておこう。まずベルギー政府はコンゴ独立を受け、ルワンダの独立も決定した。「政治的進歩」を進め総会から独立の承認を得るためにも、独立後にルワンダとの良好な関係を構築するためにも、フツ支持は、理にかなっていた。このようなベルギーのフツ支持は、ツチの反発をさらに招き、UNARらは国連に助けを求めた。コンゴ動乱やアフリカ諸国の大量加盟により、国連総会ではベルギー政府に激しい非難が浴びせられた。それに伴い、ベルギーとツチの関係はさらに悪化し、ベルギーとフツの関係は強化された。そして、ルワンダ国内では、フツのクーデターにより実質的にフツ支配が確立した。これを受け、権力奪還をもくろむUNARは国外から武力攻撃を開始し始めた。この政治権力をめぐる対立の激化に伴い、一般大衆もツチとフツの間で暴力が起こるようになっていった。このように、ベルギー政府の態度と国連を中心とした国際的な文脈は、ルワンダ国内の政治権力をめぐる対立に重要な影響を与えた。その結果、60年春に存在していた国内の民族和解や協調の可能性はついで、民族対立が悪化してしまったのである。

IV 民族対立の「解消」と独立

国際的なベルギー批判の中、ベルギー国内で政権が交代したことで、ベルギーの対ルワンダ政策と民族対立は、新たな転機を迎える。1961年4月25日、新内

105) TNA, FO371/155132, JBR2291/9, New York to FO, 4/18/1961.

106) GAOR, 15th session, "Question of the Future of Ruanda-Urundi", A/RES/1605 (XV), 4/21/1961.

閣が発足し、ルフェーヴル (Théo Lefèvre) 内閣の外相及びルアンダ・ウルンディ相にスパークが就任したのである。同内閣は、コンゴに関して、国連とあからさまに対立することを避ける政策をとった¹⁰⁷⁾。スパークは、前政権は「国の内外に対する説明不足の嫌いがあり、世界をしてベルギーの真意を疑わしめ自国民にその帰趨を迷わしめた」と認識していたからである¹⁰⁸⁾。さらに、決議1605及びルワンダについては、決議の前文は「国連加盟国全員から我々の政治を批判された」ことを意味するが、「これはまったく受けるに値せず、決議は非常識だが履行しなければならなかった」と回顧録で述べている¹⁰⁹⁾。ここで注意すべきは、スパークは前政権の政策の実行方法が問題だったと考えていたことである。つまり、政策の内容については、批判していなかったのである。

5月、ブリュッセルで、ベルギー政府と総督府の間で国連決議履行に関して議論が行われ、5月17日、決議1605を無条件で履行することが決定された¹¹⁰⁾。

まずスパークは、RU委員会のメンバーが持つベルギーの非協力的イメージを払拭しようとした。そのため、5月24日、RU委員長ドーザンヴィユ (Max Dorsinville) に手紙を送り、協力を約束した¹¹¹⁾。

さらに、スパークの私的代表として、ルアンダ・ウルンディへのカリエ (Georges Carlier) モロッコ大使の派遣が決定された。その理由は、「委員会が現地で、あらゆる関心事項について説明を受け、我々との関係を維持するため」であった¹¹²⁾。このようにスパークは、RU委員会に対して好印象を与えることで、国連総会の批判払拭を目指した。

このスパークの意向に従い、総督府は、決議1605の要求を履行した。5月31日、ハロイ総督は政令を發布し、恩赦を行った。この結果、7月下旬までに総勢2000

107) Rouvez, *op. cit.*, p. 296.

108) 下田在ベルギー大使発小坂外務大臣宛「コンゴ問題に対するスパーク外相内話の件」、5/13/1961、外務省外交記録、第20回公開、国際紛争・戦争、コンゴ動乱関係一件、A'-439。

109) Spaak, *op. cit.*, pp. 299-300.

110) Harroy, *op. cit.*, p. 447-449.

111) GAOR, 16th session, "Report of United Nations Commission for Ruanda-Urundi", A/4994/Add.1, 11/30/1961, p. 4.

112) Spaak, *op. cit.*, p. 300.

名以上が釈放された。恩赦の実施を監督するために、国連による特別委員会が新たに編成され、ルワンダを訪れたが、彼らは、恩赦の実施状況に満足感を示したという¹¹³⁾。

決議1605の履行が進展し、ベルギーに対するRU委員会の評価が上がったことを受け、1月から延期されていた総選挙の実施が決定された。8月4日、ハロイはドーザンヴィユとの共同声明の中で、9月25日に総選挙とムワミ制の是非を問う住民投票を行うことを明らかにした。この発表は、委員会から総選挙の実施許可を得たこと、そしてそれを共同で発表していることから、委員会の対ベルギー感情好転の証左といえよう。このことは、8月30日の委員会による報告書で、ベルギーの協力に感謝の意が示されていたことからわかる¹¹⁴⁾。

総選挙実施の発表を受け、恩赦の実施と相まって各党の選挙活動は、活発化していった。各党は、総選挙の重要性を認識し、時には過激なほど活発に、選挙キャンペーンを展開した。例えば、UNARはフツを殺害し恐怖を与えることによって、自党の支持及び票を獲得しようとした¹¹⁵⁾。また、PARMEHUTUも、UNARに投票すれば殺害すると脅しをかけ、自党へ票を集めた¹¹⁶⁾。

そして、ついに9月25日、総選挙が実施された。立法議会44議席のうち、PARMEHUTUが35議席（約80%）、UNARが7議席（約15%）、APROSOMAが2議席を獲得した。また、同時に実施されたムワミ制に関する住民投票は、共和制支持が100万票以上を占め、ムワミ制の廃止が決定された¹¹⁷⁾。

以上のように、ベルギー政府は、61年4月に、総会でベルギー批判の決議が同盟国を含む賛成大多数で採択されるという危機に直面した。しかし、決議を履行するとともに、RU委員会に対して従順な姿勢を示した。これが功を奏し、委員会の対ベルギー感情は好転し、総選挙実施に至り、その結果ルワンダの「政治的進歩」は進められたのである。

113) GAOR, 16th session, "Report of Special Commission for Ruanda-Urundi", A/4856, Annex II; Harroy, *op. cit.*, p. 455.

114) GAOR, 16th session, A/4856.

115) Harroy, *op. cit.*, pp. 470-471.

116) 武内前掲論文（2006年）、106頁。

117) Harroy, *op. cit.*, p. 475.

しかし、ルワンダにおける民族対立の状況は改善されず、逆に悪化していった。決議の要求通り、恩赦後に総選挙が行われたが、決議の意図は実現されなかった。恩赦などによっても民族和解は進まず、逆に選挙キャンペーンを通じて対立が激化し、ツチとフツそれぞれの危機感や恐怖を煽ることになってしまったのである。

10月、総選挙の結果に基づき、ルワンダ国内では、正式に共和制が確立され、カイバンダが初代共和国大統領に就任した。ここに、ムワミ制から共和制へと政治体制が移行し、フツによる「社会革命」が完成したのである。

フツ指導者たちにとって、残された問題は、いかにこのフツ支配を維持するかだったと考えられる。「社会革命」によって達成された共和制を守るためには、外部からの干渉を排除する必要がある。従って、PARMEHUTUは設立当初は68年までの独立を要求していたが、早期独立を求めていくことになった。

また、RU委員会及び総会との関係が改善され、総選挙が無事終了しフツ支配が確立したため、ベルギー政府が抱えていた懸念は減った。そのため、独立へ向けた準備を進めることになり、ルワンダ政府関係者がブリュッセルに招集され、ベルギー政府との間で国内自治や独立について議論が交わされた。

その結果、12月21日にルワンダ政府とベルギー政府の間で、ブリュッセル協定が結ばれた¹¹⁸⁾。協定では、まずルワンダに対して正式に自治が付与された。そして、スパークは、ルワンダで、「信託統治協定内でベルギーに課され続けた責任と両立する形で、自治が完成」したことを認めた。これにより、ルワンダは無事に「政治的進歩」を遂げ、自治を達成したため、独立へと歩み出すことが可能となった。

このように、独立への準備が着々と進むことは、ツチ、特に国外のツチ難民にとっては権力奪還のチャンスがついていくことを意味した。そのため、ツチの行動はますます過激になっていく。イニャンジの攻撃は回数を増していき、それに伴い、各地でフツが殺害される事件が起こった。その報復として、フツによる

118) GAOR, 16th session, "Protocol concluded on 21 December 1961 between the Minister for Ruanda-Urundi, representing the Belgian Government, and the representatives of the Government of Rwanda and Burundi", A/C.4/517, 1/15/1962.

ツチ殺害も起こり、死者は総勢2-300人に上った¹¹⁹⁾。イニャンジは、12月21日、62年1月10日、3月25日にも、たびたびルワンダへの侵攻を試み、その都度ルワンダ国内で報復としてツチが殺されたのである。

ベルギーとルワンダ両政府には、独立までの懸案事項として、民族和解及びルワンダとブルンジの独立形態が残されていたが、これらの問題はわずか数ヶ月で「解決」されていった。

ルワンダ政府がPARMEHUTUで占められ、民族和解が達成されていないことを憂いていたRU委員会は、62年2月8日、ニューヨークでUNARとルワンダ政府の会合を設けた。その結果、ルワンダ政府は、UNARに対して、2つの閣僚ポストを準備することや難民の帰還に協力することなどを約束した。そして、5月18日、UNAR指導者2名が保健相及び牧畜相として入閣した。その際に、カイバンダ大統領は、「ルワンダの人種分裂は『帝国主義者』の仕業であったが、この分裂はPARMEHUTUと政府によって克服された」とアピールした。また、UNAR側も、「UNARはもはや反対政党ではなく、政府の政党」であり、「政府は、人民に望まれた民主的なレジーム」だと述べ、政府との「和解」を示した¹²⁰⁾。

ルワンダ政府が、この「和解」に応じたのは、6月に行われる国連総会での議論に影響を与え、独立を勝ち取るためであった¹²¹⁾。つまり、フツ指導者らは、それまで「帝国主義者」という言葉を使用していなかったが、ベルギー政府と協力しているフツ、という国連加盟国に持たれているイメージを崩そうとする意図があったと考えられる。

対して、UNARにとっては、政府内部に入ることで、例えそのポストが意味のあるものではなかったとしても、権力奪取のために政治権力に接近しようとしたのではないだろうか。しかし、この結果UNARは国内派と国外派（ウガンダなど周辺国やエジプトに分散）に分裂していった。国外派のある幹部は国内派に対して「ムワミはカイバンダを転覆させる力を持つまで帰還しない。UNARは

119) Harroy, *op. cit.*, p. 477.

120) Lemarchand, *op. cit.*, p. 200.

121) Research Memorandum to the Secretary, "Basic Elements in the Ruanda-Urundi Situation", 6/8/1962, Declassified Documents Reference System (一橋大学図書館).

政府に参加してはならない。海外で職を得るか自国のために死ぬ覚悟で戦うことを受け入れるかのどちらかである」と書き送った¹²²⁾。しかし、UNAR政治家がルワンダ政府に入閣することで、表面上、民族対立は「解決」されたのである。

また、独立の形態については、4月9日、エチオピアのアジス・アベバで独立後のルワンダとブルンジの協力に関する会議が開始された¹²³⁾。会議を開催したRU委員会は、地理的、歴史的、政治的及び経済的理由から、ルワンダ・ブルンジ連合の必要性を説いた¹²⁴⁾。

これに対し、ルワンダ政府は、4月12日の発表で、ブルンジとの政治連合の可能性を否定した¹²⁵⁾。なぜなら、ルワンダ政府は、ブルンジは未だにツチのムワミ体制が存続していたため、政治体制が異なる国同士の政治連合は不可能だと考えていたからである。さらに、ブルンジにはUNARツチ難民も多く存在したため、政治連合を採ることで、ルワンダにおけるフツ支配が揺らぐ危険性を避けたかったとも考えられる。その一方で、独立には国連総会の承認が必要であり、その総会に対して報告書を提出することで大きな影響力を持つRU委員会に対して、好印象を与えたかった¹²⁶⁾。すなわち、国連に一定の譲歩を示し独立を勝ち取ることにより、民族や政治体制の問題は国内問題として解決可能になると同時に、革命のみならずベルギーからの独立という意味でも、国内支配に対する正統性を確保できると考えたのではないだろうか。結局4月19日に経済連合協定のみが締結

122) Lemachand, *op. cit.*, p. 201.

123) 国連は、一貫して、ルワンダとブルンジは、ルアンダ・ウルンディという1つの連合国家として独立するべきだと考えていた。ソ連や多くのアジア・アフリカ諸国は、「アフリカのバルカン化」を懸念し、特にカタンガ州の分離独立がコンゴの崩壊をもたらしたとの認識から、ルアンダ・ウルンディが別個の国家として独立することに否定的であった。TNA, FO371/161794, JBR1015/40, Usumbura to FO, 5/22/1962.

124) GAOR, 16th session, "Statement Made on 9 April 1962 at the Opening of the Addis Ababa Conference by Miss Angie Brooks, Chairman of the Commission", A/5126/Add.1, Annex VI, 5/30/1962, pp. 41-43.

125) GAOR, 16th session, "Statement Made on 12 April 1962 at the Addis Ababa Conference by Mr. Grégoire Kayibanda, President of the Rwandese Republic", *ibid.*, Annex X, pp. 47-52.

126) スパークは、回顧録の中でこの点について、ルワンダ政府代表は、独立に対する総会の決定は、与えられた助言に従うことを示す意思にかかっていると知っていたため、会議に参加し経済協定を締結したと説明している。Spaak, *op. cit.*, p. 309.

され、ルワンダとブルンジは別々に独立することになった。

6月27日、ルワンダ独立を承認する総会決議1743「ルアンダ・ウルンディの将来」が賛成93、反対0、棄権13で採択された¹²⁷⁾。この決議では、信託統治国であるベルギーに対してねぎらいの言葉がかけられるとともに、7月1日に信託統治が終了し、ルワンダが主権国家として独立することが承認された。こうして、1962年7月1日、当初UNARが独立を主張していたまさにその年、ルワンダ共和国はカイバンダを大統領として、ベルギーの信託統治から独立を果たしたのである。

V おわりに

本稿では、1959年末から62年前半までを対象に、ベルギー政府の対ルワンダ政策及び国連などが、「社会革命」から独立までの民族対立にいかなる影響を与えてきたかを、説明してきた。これまでの議論をまとめれば次のようになる。

ルワンダにおけるツチとフツは、民族の違いを理由に、対立していたわけではなかった。むしろ、1950年代後半には、信託統治継続を求めるベルギー政府及び総督府と独立を求めるツチがまず衝突するようになった。そして、ベルギー政府は、59年までは信託統治継続のため、60年以降は自国に都合よくルワンダを独立させるため、フツを支持するようになった。そのため、ツチはベルギー政府の不公平なフツ支持や植民地支配を信託統治理事会や総会へ訴え、協力を求めるようになった。冷戦の東西対立やアフリカ諸国の大量国連加盟、コンゴ動乱などを受け、総会ではベルギーに対して激しい批判が浴びせられた。そして、総会とツチがベルギー及びベルギーに支持されたフツを批判し、ベルギーとフツはルワンダにおけるフツ権力確立のため協力し合う。その結果、ツチとフツの政党も対立し、61年1月のクーデターでフツ支配が確立したことを受け、対立が決定的になった。さらに、政治権力奪還を目指すツチの攻撃とフツの報復により、ルワンダ国内で社会的にもツチ対フツの暴力がみられるようになってしまった。

61年4月にベルギーで政権が交代すると、新政権はルアンダ・ウルンディ委員

127) GAOR, 16th session, "Future of Ruanda-Urundi", A/RES/1743 (XVI), 6/27/1962. 棄権はソ連を始めとする東側諸国のみであった。

会及び総会によるベルギー批判の払拭を目指した。また、フツも国内権力が確立されたため、早期独立を志向するようになり、国連へ協調の姿勢を示し始めた。この結果、ベルギーとフツに対するRU委員会及び総会の印象はよくなり、「円満」な形でルワンダは独立を達成できたのである。しかし、これは、国連に頼ることができなくなったUNARのツチにとって、武力で権力奪還を目指すしか道が残されなかったことを意味した。

従って、ルワンダの民族対立の背景として、問題が3点指摘できる。第1に、ベルギー政府の対ルワンダ政策である。これまで述べてきたように、ベルギー政府は、フツへの同情や信託統治継続のためというよりも、むしろルワンダを独立させ経済的負担を減らす一方、独立後のルワンダに対する政治的影響力を維持するという、自国の利益のためにフツを支持した。先行研究では、1930年代の改革による民族差別の創造がツチとフツの民族関係を規定し、民族対立の基となったと言われてきたが、本稿の議論からは、ベルギー政府の政策は、植民地支配末期においても、ツチとフツの力関係を変化させ、対立を生み出す一因となったことが指摘できる。

第2に、当時の国連の状況は、民族対立が解消される可能性を狭めていたといえる。なぜなら、総会では、植民地主義批判が優先され、民族対立が真剣に議論されていなかったと言ってよいからである。まず東側陣営は冷戦の文脈から、ベルギーを批判していた。彼らは、ベルギーがツチを支持しようがフツを支持しようが、ベルギーの植民地主義を批判したであろう。また、AA諸国は植民地主義に批判的であった。そのため、コンゴ動乱もあり、ベルギーのフツ支持をアフリカにおける支配の継続と影響力確保のためだと見做したため、植民地主義者であるベルギーを批判したのである。AA諸国の批判では、ベルギーとツチの関係が問題視され、ツチに差別されてきたフツの立場やツチとフツの関係への理解が不十分であった。そのため、AA諸国は、ベルギーやフツが謙虚な姿勢を示すようになると、批判を納めるのである。さらに、西側諸国は、ルワンダの状況を憂いていたわけではなく、冷戦の文脈からAA諸国の動向を気にしていたため、ベルギーに圧力をかけたのである。従って、総会での議論は、純粹に民族対立解消を目指したものではなかった。逆に、ベルギーのフツ支持と相まって、ツチとフツ

の関係悪化に寄与してしまったのではないだろうか。

第3に、信託統治制度自体も、ルワンダの民族対立に関しては、問題であった。信託統治制度は、「政治的進歩」を目標としており、そこでは、普通選挙に基づく西洋型の議会制民主主義の導入が想定されていた。しかし、多数派が少数派に支配され不満が蓄積しているルワンダに選挙制を導入することは、「政治的進歩」の名の下に、国内の民族の力関係を不安定化させただけでなく、ベルギーのフツ支持に正当化の根拠を与えた。さらに、実際には民族対立が解消されていないにも関わらず、総選挙の実施及びUNARの政府入閣は、「民主的」であったため、表面上は、問題が解決されたかのように見えた。

筆者は、ルワンダ国内におけるツチとフツを、国際関係における「客体」として見做すつもりも、民族対立における彼らの主体性や暴力行為を過小評価するつもりもない。しかし、これまでの議論が妥当であれば、ベルギー政府の対ルワンダ政策、国連総会の状況や信託統治政度という国際関係が、ルワンダ国内における政治対立と作用しあい、民族対立を生み出し、民族対立を土台としてルワンダが独立し、対立が継続するような構造を形成していたのではないだろうか。

冷戦後、アフリカでは、「民主化」の失敗や破綻国家の登場が問題となっている。このような状況に対して、アフリカ諸国の統治能力の欠如を理由として、複数の国連加盟国による「新信託統治」やヨーロッパによる統治の復活を求める言説がみられつつある¹²⁸⁾。ルワンダ虐殺時のような国際社会の無関心は、二度と繰り返されてはならず、国際社会はアフリカに関わっていくべきである。しかし、本稿のルワンダの例からは、時として、先進国の政策、国連の関与や「民主化」が、現地の国内状況を悪化させるという問題が明らかとなった。従って、国際社会には、アフリカの問題を自分達のものとして関心を持ち続けると同時に、国内情勢の理解や国際社会の関与がもたらす影響に対する配慮、さらにはこの地域に対する謙虚な姿勢が、強く求められているのではないだろうか。

128) 新信託統治論についてはJames Fearon and David Laitin, "Neotrusteeship and the Problem of Weak States", *International Security*, vol. 28, no. 4 (Spring 2004), pp. 5-43、ヨーロッパによる統治の復活については、William Pfaff, "A New Colonialism? Europe must go back into Africa", *Foreign Affairs*, vol. 74, no. 1 (Jan-Feb 1995)など。

【付記】 本稿の執筆にあたって、一橋大学21世紀COEプログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点—衝突と和解」から助成を頂きました。感謝申し上げます。